平成２１年（フ）第１１６７号
福岡市早良区高取１丁目19番21―302号
債務者　中村　真紀
1　決定年月日時　平成21年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１３４２号
福岡市中央区警固１丁目15番22―703号
債務者　小泉　美紀（旧姓吉村）
1　決定年月日時　平成21年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１３６９号
福岡県福津市勝浦1000番地
債務者　伊藤　武之
1　決定年月日時　平成21年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１３８１号
福岡市東区香椎１丁目１番32号
債務者　矢野　隆之
1　決定年月日時　平成21年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１４１０号
福岡市中央区平和５丁目14番２号
債務者　冨永　美保
1　決定年月日時　平成21年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１４８８号
福岡県古賀市天神７丁目３番８号
債務者　中村有利子
1　決定年月日時　平成21年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５０４号
福岡市博多区堅粕２丁目13番３―1105号
債務者　石橋　靖代
1　決定年月日時　平成21年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５０５号
福岡市博多区堅粕２丁目13番３―1105号
債務者　石橋美由紀
1　決定年月日時　平成21年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５３９号
福岡県春日市紅葉ヶ丘東７丁目174番地
債務者　高尾　正秀
1　決定年月日時　平成21年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５６７号
福岡市西区小戸５丁目10番14―503号
債務者　松浦　　祥
1　決定年月日時　平成21年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５６８号
福岡市西区小戸５丁目10番14―503号
債務者　松浦　真梨
1　決定年月日時　平成21年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５９４号
福岡県春日市下白水南１丁目129番地
債務者　小笹　義弘
1　決定年月日時　平成21年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１６１９号
福岡市城南区長尾２丁目21番５―504号
債務者　森原　直幸
1　決定年月日時　平成21年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１６２４号
福岡市南区花畑２丁目47番24―301号
債務者　本田　義秀
1　決定年月日時　平成21年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１６３９号
福岡県大野城市月の浦３丁目３番４―301号
債務者　吉岡　　勝
1　決定年月日時　平成21年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１６４６号
福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗4898番地１エクセレント村嶋303号
債務者　甲把　治夫
1　決定年月日時　平成21年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１７０１号
福岡市博多区山王２丁目２番26号
債務者　三好　智敏
1　決定年月日時　平成21年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１７０２号
福岡市博多区山王２丁目２番26号
債務者　三好　幸子
1　決定年月日時　平成21年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部